

# 快適トイレ設置工事実施要領

## (目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、名古屋港管理組合では、建設産業の担い手確保に向けた労働環境改善の一環として、建設現場への快適トイレの設置に取り組むこととする。

## (対象工事)

第2条 名古屋港管理組合の発注工事で、設計書の単価適用日が令和8年4月1日以降の工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領第2条の対象工事及び公共建築工事積算基準を適用する工事については除外する。

## (取組内容)

第3条 取組内容については、愛知県「快適トイレ設置工事実施要領（令和8年4月1日施行）」（以下「愛知県実施要領」という。）第3条に準じて実施するものとする。

## (快適トイレの仕様)

第4条 快適トイレの仕様については、愛知県実施要領第4条に準じて実施するものとする。

## (積算方法等)

第5条 積算方法等については、愛知県実施要領第5条に準じて実施するものとする。

## (配慮すべき事項)

第6条 配慮すべき事項については、愛知県実施要領第6条に準じて実施するものとする。

## (現地確認)

第7条 現地確認については、愛知県実施要領第7条に準じて実施するものとする。

## 附 則

この要領は、平成31年6月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

要綱第2条に規定する工事のうち、令和5年4月1日以前の単価を使用した工事において、改正前の要領第7条の規定による補正を行っている工事の取り扱いについては、改正後の要領第7条の規定に基づく補正に変更し、契約変更するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。